# (介護予防) 居宅療養管理指導

## I 概 要

- 居宅療養管理指導・・・・・・居宅等において介護を受ける要介護者に対して、病院、診療所、 又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理 及び指導をいいます。
- 介護予防居宅療養管理指導・・居宅等において支援を受ける要支援者に対して、病院、診療所 又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる、介護予防を 目的とした、療養上の管理及び指導をいいます。
- O 居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導は、同一の事業所において一体的に運営することができます。

## Ⅱ指定基準

#### 1 人員基準

	区分	基準	
病院又は診療所			
医師又は歯科	医師		
薬剤師、歯科		・適当数	
薬局			
薬剤師			

#### 《留意事項》

#### 【歯科衛生士】

歯科衛生士には、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含みます。

## 2 設備基準

区分	基準
運営場所	・病院、診療所又は薬局 ・事業の運営に必要な広さ
設備・備品	・居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品

## 《留意事項》

### 【設備及び備品等】

設備及び備品等は、当該病院、診療所又は薬局における診療用に備え付けられたものを使用することができます。

### 3 運営基準

	X	分	,	基準
利	_	del	以 等	1 指定(介護予防)居宅療養管理指導の利用料(介護報酬の1割~3割)
	用	料		2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料(介護報酬の 10 割相当) 3 指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供に要する交通費
				3 指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供に要する交通費 事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。
				1 事業の目的及び運営の方針
			規 程	2 従業者の職種、員数及び職務の内容
				3 学業日及び学業時間
運	営	想 規		4 指定(介護予防)居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 1
Œ				5 通常の事業の実施地域
				6 虐待の防止のための措置に関する事項
				(*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)
				7 その他運営に関する重要事項
		務体制		適切な指定(介護予防)居宅療養管理指導を提供できるよう事業所ごとに従
勤	務		制	業者の勤務の体制を定めること。
AU4 25 (10)	7/J / JIII			感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供
			計画	を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施する
の	策定	等	こと。(*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)	
		<del>,</del>		事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示等すること。
掲			示	1 運営規程の概要
担				2 従業者の勤務の体制
				3 その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
				事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定(介護予
地域との連携		進	防)居宅療養管理指導を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の	
		= 1/5	者に対しても指定訪問介護(介護予防)居宅療養管理指導の提供を行うよう努力	
			めること。	
│ │苦情処理体	制	利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体		
白月処廷		* <u> </u>	ונהו דדי	制及び手順等を定めること。
事故	故	対 応	事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするととも	
	٠		に、必要な措置を講じること。	
記	録 (	)整	備	利用者に対する(介護予防)居宅療養管理指導の提供に関する記録を整備し、
JU JU VJ		- 15		その完結の日から2年間保存すること。

### 《留意事項》

#### 【指定居宅療養管理指導の種類】

運営規程に定める指定(介護予防)居宅療養管理指導の種類としては、当該指導の提供者 の職種ごとの種類であり、次により区分します。

① 医師 ② 歯科医師

③ 薬剤師

④ 歯科衛生士

⑤ 管理栄養士

#### 【勤務体制】

- 1 勤務表は、原則として月ごとに作成し、従事する者を明確にするとともに、それらの者の 日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしてください。
- 2 従業者は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にあること。
- 3 従業者の職種によっては、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 に関する法律」に規定する派遣労働者ではあってはならないものであること。

### 4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、 これらの基準等を確認してください。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成25年静岡県条例第25号)

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(平成25年静岡県規則第9号)

指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成25年静岡県条例第28号)

指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(平成25年静岡県規則第13号)

→https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnjyourei0328.html

# Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

介護給付費の算定に関しては、

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号) を確認してください。

 $\rightarrow$  https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html